

岡崎市宅配ボックス購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅配ボックスの購入費の一部を予算の範囲内において補助するため、岡崎市宅配ボックス購入費補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、宅配ボックスの普及を促進することにより、地球温暖化防止対策として、宅配荷物等の再配達に係る配達車両からの二酸化炭素排出量の削減を図ると共に、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減等を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、宅配ボックスとは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 郵便ポストと異なり、不在時に宅配された荷物を受け取れるように、住居の外に設置した鍵付きの収納庫のことをいう。
- (2) 設置方法により、土地、建物または工作物に固定するものは固定型宅配ボックスとし、非固定式のものとは簡易型宅配ボックスとする。
- (3) 収納庫内の内寸の3辺の長さの合計が90センチを超える大きさの収納を備えたもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年10月1日から令和5年2月28日までに、宅配ボックスを購入し設置する者であること。
- (2) 市内に住所を有し、宅配ボックスを設置する住宅に自ら居住している、又は居住する者であること。
- (3) 申請者の住所と同一敷地内に宅配ボックスが設置されていること。
- (4) 固定型宅配ボックスを設置する住宅が自らの所有でない場合、所有者から設置の同意が得られている者であること。
- (5) 複数戸が共同で使用することを目的として設置するものでないこと。
- (6) 市税に滞納がない者であること。

(7) 本事業と補助対象が重複する国その他地方公共団体の補助金等が交付されていない者

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、宅配ボックスの設置に係る費用のうち、宅配ボックスの購入費及び設置に係る工事費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額)とし、15,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1台限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、令和4年11月7日から令和5年2月28日までに、岡崎市宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 領収書、その他支払い等が確認できるものの写し
- (2) 設置する宅配ボックスの品名・仕様等が確認できるカタログ等
- (3) 宅配ボックスの設置後の確認写真
- (4) 固定型宅配ボックスを設置する住宅が申請者の所有でない場合であれば、住宅管理者の同意書(様式第2号)
- (5) 市税に滞納がないことの証明書
- (6) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定及び補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、岡崎市宅配ボックス購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請書を審査し、補助金の交付が不適当と認めたときは、その理由を付して、岡崎市宅配ボックス購入費補助金不交付決定通知書(様式第4号)でその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、前条第1項に規定する通知書を受けた後、速やかに岡崎市宅配ボックス購入費補助金請求書（様式第5号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

2 市長は、請求書を受理したときは、その内容を審査した上で、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第10条 補助事業により取得した宅配ボックスについては、第8条第1項の交付決定通知日から起算して5年以内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長の承認を受けて宅配ボックスを処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（検査等）

第11条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

（交付決定の取消し又は返還）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 関係法令等に違反したとき。

(3) 第10条第1項の規定に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、岡崎市宅配ボックス購入費補助金取消決定通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知する。

3 本条第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合には、当分の間使用することができる。